



# 熊本県公報

号外 第24号  
令和4年(2022年)  
3月31日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県税条例等の一部を改正する条例	（税務課）	1
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	3
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	（税務課）	3

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
  - (1) 法人事業税
    - ア ガス供給業のうち、製造事業及び小売事業に係る課税方式を見直すこととした。（第39条、第41条関係）
    - イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に係る法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る税率を見直すこととした。（第41条関係）
  - (2) 不動産取得税
    - ア 住宅及び住宅用土地の取得に係る特例措置の要件に該当すると認められるときは、不動産を取得した者から申告がなかった場合においても、当該特例措置を適用する措置を講ずることとした。（第52条、第59条関係）
    - イ 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第6条の7関係）
    - ウ 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第6条の7関係）
    - エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第7条関係）
  - (3) その他規定の整理を行うこととした。（第39条、第41条、第43条、第52条、第56条、第59条、第63条、附則第6条の3関係）
- 2 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】  
地方税法の一部改正に伴い、法人県民税の規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除又は不均一課税の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（第4条の14関係）
- 2 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### 条 例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。  
第39条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2  
72条の24の7第6項各号」を「第72号の7第7項各号」に改め、同項第10  
号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のも」のうち、同条第1  
に規定するガス製造事業者及び電気事業者等の一を改め、同項第27  
第4項第1号に「(以下この節において「導管ガス供給業」という。))」に、「及び貿易保  
義務を負う者」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。))」に、「及び貿易保  
「(以下この節において「導管ガス供給業」という。))」に、「及び貿易保  
びに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同  
法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4  
号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業  
をいう。)を行う者に限る。)が行うも(導管ガス供給業を除く。第41条にお  
いて「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算

第41条第1項中「ガス供給業」の次に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限  
る。)」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「次の表の左欄に掲げ  
る金額の区分に、より各事業年度の所得を区分し、当該区分した金額を合計し、得  
る率」を「各事業年度の所得に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得  
た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」  
に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「の次に」を削り、同項第1  
項第1号アに掲げる法人を除く。)を加え、同項第1号を削り、同項第2号と同  
1項とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号と  
し、同条第5項と、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。  
(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額  
(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額  
(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第43条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げ  
る事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改  
める。

第52条第5項中「第73条の14第11項から第13項まで」を「第73条の14  
第12項から第14項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1  
項を加える。

5 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合にお  
いても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められる  
ときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。  
第56条第3項中「第73条の14第5項から第14項まで」を「第73条の14第  
6項から第15項まで」に改める。

第59条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5  
項の次に次の1項を加える。

6 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合にお  
いても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認めら  
れるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用すること  
ができる。

第63条第2項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改  
める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例(令和2年熊本県条例第31号)の一部を次  
のように改正する。

第2条のうち、第38条の改正規定中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日か  
ら施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人  
の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始  
する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る  
法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課  
すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第19号**

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例  
熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条の14第1項第1号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。  
附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。  
附 則  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

**訓 令**

**熊本県訓令第16号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
第29条第1項中「第53条第19項」を「第53条第31項」に改める。  
第52条中「広域本部長は、」の次に「条例第59条第5項の規定により」を加え、同条に次の1項を加える。  
2 課税地を管轄する広域本部長は、条例第59条第6項の規定により同条第1項から第3項までの規定を適用する場合には、不動産取得税賦課決定等決議書（別記第30号様式）により処理するものとする。  
附 則  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。